

関西電力(株)堺港発電所設備更新環境影響評価書に係る 確定通知について

平成18年6月1日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、関西電力(株)堺港発電所設備更新に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、関西電力(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付する。なお、確定通知を受けた関西電力(株)は、同条第2項の規定に基づき大阪府知事及び堺市長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成16年 1月16日
住民等意見の概要受理	平成16年 3月12日
知 事 意 見 受 理	平成16年 5月14日(大阪府)
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成16年 7月 9日
環境影響評価準備書受理	平成17年 8月29日
住民等意見の概要受理	平成17年10月19日
知 事 意 見 受 理	平成18年 1月24日(大阪府)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成18年 4月28日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成18年 5月18日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成18年 5月22日

問合せ先:電力安全課 高取、金子
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)